第百三十三条の十　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第一項の規定による調査として、第百三十三条の五各号に掲げる事項の調査を行い、クレジットカード番号等取扱契約を締結したときは、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、第百三十三条の五各号に掲げる事項ごとに当該調査の後最初に行う法第三十五条の十七の八第三項の規定による調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了した日から五年間）、第二号に掲げる事項にあつては、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間保存しなければならない。

一　調査年月日

二　当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。次項において同じ。）

三　当該調査に係る加盟店とクレジットカード番号等取扱契約を締結した年月日

2　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の七の規定による調査を行つたときは、各事項ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、各事項ごとに当該調査の後最初に行う調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

一　調査年月日

二　調査の結果（当該調査の結果を踏まえ、法第三十五条の十七の八第四項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容を含む。）

3　法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十三条の八の規定による調査を行つたときは、前項各号に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなければならない。

［新設］

（業務の運営に関する措置）

第百三十三条の十一　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、法第三十五条の十七の九の規定によりその取り扱うクレジットカード番号等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

［新設］

（処分の公示）

第百三十三条の十二　法第三十五条の十七の十三の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

［新設］

（廃止の届出）

第百三十三条の十三　法第三十五条の十七の十四の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

［新設］

（クレジットカード番号等の不正な利用の防止）

第百三十三条の十四　法第三十五条の十七の十五の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等購入あつせん業者から当該クレジットカード番号等の交付又は付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

二　加盟店において不正利用されたときは、その発生状況を踏まえ、類似の不正利用を防止するために必要な措置を講ずること。

［新設］